

溶融亜鉛めつき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めつきによる工程を経て製造した亜鉛めつき鉄線である旨の証明書の提出に関する省令参照条文

◎ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）

（輸入数量の算出方法）

第十四 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和四年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から令和三年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和四年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

254 （省 略）

◎ 溶融亜鉛めつき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和四年政令第三百七十二号）

（課税物件）

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特

定貨物」という。)には、関稅定率法(以下「法」という。)第八條第一項の規定により、不当廉売関稅を課する。

一 次のイ又はロに掲げる物品(電氣めっきによる工程を経て製造したものである旨が經濟産業省令で定めるところにより經濟産業大臣の發給する證明書により証明され、かつ、当該證明書が財務省令で定めるところにより稅關長に提出されたものを除く。第三條第一項及び第二項において「溶融亜鉛めっき鉄線」と總稱する。)

イ 法の別表第七二一七・二〇号に掲げる物品のうち次のいずれにも該当するもの

- (1) 炭素の含有量が全重量の〇・二五パーセント未満のもの
- (2) 横断面の最大寸法が一・五ミリメートルを超えるもの
- (3) 法の別表第七九類の号注1(a)の亜鉛(合金を除く。)をめっきしたもの
- (4) 横断面が円形又はだ円形のもの
- ロ 法の別表第七二二九・九〇号に掲げる物品のうち次のいずれにも該当するもの

(1) ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇八パーセント以上〇・〇〇七パーセント以下のもの

(2) 法の別表第七二類の注1(f)に掲げるほう素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ同表第七二類の注1(f)に掲げる割合未満のもの

(3) 炭素の含有量が全重量の〇・二五パーセント未満のもの

(4) 横断面の最大寸法が一・五ミリメートルを超えるもの

(5) 法の別表第七九類の号注1(a)の亜鉛(合金を除く。)をめっきしたもの

(6) 横断面が円形又はだ円形のもの

二 大韓民國又は中華人民共和國(香港地域及びマカオ地域を除く。次条及び第三條第二項において「中国」という。)

三 この政令の施行の日から令和九年十二月七日までの期間

2 この政令における原産地については、関稅法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)第四條の二第四項に定めるところによる。

(稅率)

第二條 特定貨物に課する不当廉売関稅の稅率は、大韓民國を原産地とするものにあつては二十四・五パーセント(韓国線材(HAN KUK STEEL WIRE CO., LTD.))により生産された特定貨物にあつては、九・八パーセント)、中国を原産地とするものにあつては四十一・七パーセント(ベカルト(青島)鋼線産品有限公司(BEKAERT(QINGDAO) WIRE PRODUCTS CO., LTD.))により生産された特定貨物にあつては、二十六・五パーセントとする。

(提出書類)

第三条 税関長は、熔融亜鉛めつき鉄線又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた熔融亜鉛めつき鉄線を原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該熔融亜鉛めつき鉄線の原産地を証明した書類を提出させることができる。

2 大韓民国若しくは中国を原産地とする熔融亜鉛めつき鉄線又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた大韓民国若しくは中国を原産地とする熔融亜鉛めつき鉄線を原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者は、当該熔融亜鉛めつき鉄線の生産者の作成した当該熔融亜鉛めつき鉄線の生産を証する書類その他税率の適用のために必要な書類を税関長に提出しなければならない。

3 関税法施行令第六十一条第二項及び第三項の規定は第一項の書類について、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「前条第一項」とあるのは「熔融亜鉛めつき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第三条第一項又は第二項」と、「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告とする」と読み替えるものとする。

#### （関税法の適用）

第四条 特定貨物に課する不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては、当該特別の規定による税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

#### （還付の計算期間等）

第五条 特定貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年十二月一日から翌年十一月三十日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。